Press Release

令和8年10月26日

配布：新潟県政記者クラブ
新潟市政記者クラブ
扱い：配布後解禁

国土交通省 北陸地方整備局
新潟国道事務所

新潟県警察
Niigata Pref. Police

特殊車両・過積載車両の合同取締り結果

令和8年10月23日（金）に国道113号上関（かみせき）チェーン脱着場において、新潟国道事務所と村上（むらかみ）警察署による合同取締りを以下のとおり実施しました。

今後も引き続き現地取締りを行うことで、道路構造物の保全、重大事故の防止に努めます。

今回の合同取締りの結果

取締り実施台数：　２台　うち、違反指導を行った車両：　０台

《違反指導の内訳 》

道路法に基づく特殊車両の取締り
- 措置命令（徐行）　０台
- 警告（無許可）　０台

道路交通法に基づく過積載の取締り
- 過積載　０台

重量計測の様子

寸法計測の様子

お問い合わせ先

【特殊車両の通行に関すること】

国土交通省　北陸地方整備局　新潟国道事務所

管理第一課長　石田　亮太郎（いしだ　りょうたろう）（内線431）

新潟市中央区南笹口（みなみささぐち）2－1－65　　HP　https://www.hrr.mlit.go.jp/niikoku/

電話　025－244－2159（代表）

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

【過積載に関すること】

新潟県警察　村上警察署

交通課長　大沼　修一（おおぬま　しゅういち）

新潟県村上市南町（みなみまち）2-3-18　　電話　0254－52－0110（代表）

みなさまの大切な「道路を守る」ために

我が国の道路は高度経済成長期に集中的に整備されたため、道路橋をはじめとした社会資本の老朽化が急速に進行しており、長寿命化対策が求められています。
しかし、規定を超える過積載重量の車両通行により道路損傷が増大しています。

特殊車両の通行に対する指導、取締りの徹底・強化

・違反走行を繰り返し行った場合は、会社名の公表を行います。悪質な違反者には、許可取消等の措置を実施します。

・是正指導に従わず、国道事務所の呼び出しを拒否する者は、報告の徴収・立入検査を実施します。

・車両の総重量の最高限度の2倍の重量（道路法第47条の2第1項の規定よる許可を受けた車両は、許可を受けた車両の総重量から車両の最高限度重量を減じた重量に、最高限度重量の2倍の重量を加算した重量）以上の特殊車両を通行させた場合は告発の対象になります 。

「特殊車両」は通行許可が必要です

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。
（道路法第47条第1項、車両制限令第3条）
「特殊車両」とは、道路法で定められている一般的制限値を１つでも超える車両をいいます。

ルール違反の車両が道路に及ぼす影響

重量等の制限を超える車両は、道路、橋の劣化に対して大きな影響を与えるだけでなく、死亡事故等の重大事故にもつながる恐れがあり、大変危険です。

また、ルール違反の車両が沿道環境に与える影響も大きなものとなっており、特に重量超過車両が道路の構造に与える影響は、非常に大きなものがあります。

舗装のひび割れ

舗装のわだち掘れ

橋の裏面の損傷

ご存じですか？
特殊車両通行制度

特殊車両の通行の手続きには

「特殊車両通行確認制度」又は従来の「特殊車両通行許可制度」があります。

特殊車両通行の手続きは
早い・簡単・便利な
通行確認制度で！

急な輸送依頼にも対応できるので、荷主様にも大変喜ばれています。

（X運輸会社 A様）

オンラインシステムは操作も簡単だし、自動で経路検索してくれるので助かります。

（Y建設会社 B様）

こんな場合に特におすすめ！

■ 固定ルートで途中に積込・積卸地点が多い
→2地点双方向2経路検索+ 追加経路

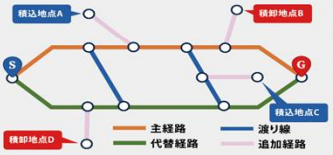

元経路（S-G間主経路／代替経路の往復）にA-B間往復及びC-D間往復を追加した場合、許可制度の手数料は1,600円なのに対し、確認制度の手数料は1,000円！

取得済み経路に新たな積込・積卸地点を追加経路で結び、通行可能経路を取得

■ スポット的な依頼、急な依頼が多い
→都道府県検索+追加経路

元経路（S-G間往復）に新たにS-A, S-B, S-C, S-D, S-E間の経路が必要となった場合、許可制度の手数料2,400円に対し、確認制度は1,300円！

急な依頼でも都道府県検索で面的に経路を取得し、必要に応じて追加経路でラストマイル取得

無料でお試し検索！

・特殊車両通行確認制度のご利用はこちらへ
HIDO 特車 で検索！
・制度や操作方法などのお問合せはこちらへ
TEL 0120-161-948（トウロクトクシャ）

国土交通省

利用者様の声を取り入れて使いやすくなりました

- リフトアクスルトレーラの高速道路の経路確認が可能に！
- 路線名称を正しく表示させることにより通行経路が把握しやすさUP！
- 走行時に携行が必要な回答書一式の文書量を削減！
- スマホ・タブレット画面でも回答書一式を表示することが可能に！
- 令和6年春に対象経路を約16，000km拡大予定！（今後も対象経路を拡大していきます）

今後も使いやすいシステムに改善していきます！

特殊車両通行確認制度はここが違う！

早い

オンラインで即時完了
すぐ走れます！

簡単

初めての方でも大丈夫！

便利

何度でも無料で
経路検索可能！